

平成30年度 尼崎市社会保障審議会 第2回地域福祉専門分科会 会議録

1 日時

平成31年2月27日（水）10時～12時まで

2 場所

尼崎市立すこやかプラザ 多目的室

3 出席者

(委員)

伊藤委員、上田委員、荻田委員、奥西委員、木下委員、土岐委員、寺岡委員、西村委員、前田委員、松澤委員、松原委員、山口委員、山崎委員、綿瀬委員

(事務局)

福祉部長、北部保健福祉センター所長、南部保健福祉センター所長、福祉課長、南部福祉相談支援課長、福祉課課長補佐、福祉課係長、高齢介護課係長、福祉課担当者

(尼崎市社会福祉協議会)

事務局長

4 議事録概要

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今から、平成30年度 尼崎市社会保障審議会 第2回地域福祉専門分科会を開会させていただきます。

委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、本日の委員の出欠状況について事務局より、ご報告申し上げます。

(事務局)

現在の出席委員は14名であり、尼崎市社会保障審議会規則第4条に定める定足数を満たしております。本日、2名の委員がご都合によりご欠席されています。

(事務局)

お手元に地域福祉専門分科会委員名簿をお配りしておりますのでご清覧願います。

また、地域福祉活動専門員の平成30年度の活動報告をいただきますので、尼崎市社会福祉協議会からもご出席いただいております。

他にも本日は、地域の総合的、包括的な相談支援ネットワークの中心になる南北保健福祉センターの取り組みなどを、ご報告させていただきますので、南北保健福祉センター所長はじめ、関係部局から市職員が参加しています。本日の出席市職員につきましては一覧をご覧ください。よろしく願いいたします。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。事務局より、お願いします。

(事務局)

事前にお送りいたしました資料の確認をさせていただきます。

(事務局)

それでは、これより、以後の議事進行は、松原会長にお願いします。

松原会長、よろしくお願いします。

(会長)

本日は、第3期「あまがさきし地域福祉」の点検・評価シートについての報告のほか、幅広い福祉課題等を全市的に協議する場として設置する地域福祉推進協議会、また、南北保健福祉センターの取り組み、そして、毎年、報告をもらっている地域福祉活動専門員の活動についてご報告いただきます。

それでは、さっそく次第2報告事項に移ります。

前回の地域福祉専門分科会で、第3期「あまがさきし地域福祉計画」の点検・評価に係る総括シートについて、各委員からご意見をいただきました。

いただいたご意見を元に、庁内の関係各課に確認を行った総括シートを今回の資料としています。

今後は、これを元に第3期「あまがさきし地域福祉」のPDCAを図っていくものになりますので、それでは、事務局より説明をお願いします。

<事務局より第3期「あまがさきし地域福祉計画」の点検・評価について説明>

(会長)

皆様から大変貴重なご意見をいただきましたので、それを分類し意見として掲載する、あるいは既に取組中である、あるいは取組中であり皆様のご意見をばねに益々中身をよくしていこうということでご報告がありました。皆様からご質問、ご意見等ございますでしょうか。皆さんご趣旨がこういう形で通っているのでしょうか。

<発言なし>

(会長)

はい、ありがとうございます。難しい問題で、評価シート資料1ですが、だんだんとこのように細かくなってくると一目ではわかりにくい。ではこういうことで市民は分かるのかということで、必ず振り子のように、簡単になったら今度は精緻化してあれもこれもとなり、それではわかりにくいとなれば一目でわかるようになる。どこの市の評価を見ても振り子のようになっていると思う。そういう意味では情報が濃い、特にいろんな部局がこれを担当しているので、これをもとにますますの施策事業の展開を深めていっていただきたい。そのための我々の委員会からの発信を真摯に受け止めていただきたいと思います。

それでは、「次第2(2)地域福祉活動専門員の活動について」、本日は市社協から事務局長へ来ていただいておりますのでご説明お願い致します。

<尼崎市社会福祉協議会より地域福祉活動専門員の活動について説明>

(尼崎市社会福祉協議会)

委員の皆様には平素何かとご支援を賜りましてありがとうございます。

それではご説明をさせていただきます。早速ではございますが、お手元の資料4、「地域

福祉活動の推進「平成30年度1年間の歩み」につきましてご説明を申し上げたいと思います。これは例年この場にて報告をさせていただいております、地域福祉活動専門員および生活支援コーディネーターのこの1年間の活動報告を記したもので、表紙一枚めくっていただきますと、目次がございます。具体的な活動事例を12事例、それから様々な事業取り組みにかかります統計数字とその分析、ならびに成果と課題などを記載しておるものでございます。右のページ1ページにおきましては、特に今年度の認識といたしまして、大阪北部地震や豪雨災害など数多くの自然災害が発生したこと、とりわけ9月の台風21号ではこの尼崎市におきましても多くの被害をもたらしたことを踏まえまして、こうした災害時には住民等関係機関等との顔の見える関係の上に気づかれます日頃の活動や取り組みが非常に大切になってくるという認識を改めてお示しをしたものでございます。

そういった活動や取り組みを続けていくという事は、まさにこの地域福祉活動専門員の歩みを蓄積していると言い換えることができるのではないかと考えております。これは日頃進めております、地域福祉活動が災害対応、特に要援護者支援に続くものと言えまして、そういった意味合いにおきまして地域包括ケアシステム構築の根幹をなすものではないかというふうにも考えております。

それでは2ページをお願いします。改めて地域福祉活動専門員とはとありますが、本文2段落目に記載のとおり、6支部に2人ずつ、介護保険法に基づきます生活支援コーディネーターをも兼務しながら、合計全市で12人を配置しているところでございます。その主な役割や取り組み等につきましては、下段(1)～(9)までに記載のとおりでございます。

続きまして4ページから27ページまでにわたりますが、中央地区から始まりまして園田地区まで、各地区で取り組みました代表的な事例を、各地区2地区ずつ合計12事例を記載しております。時間の制約もありすべての事例をご説明できませんが、私どもの活動の成果を数字などで表すよりも具体的な事例が、どこに働き掛けてどうなっていたのかというところをご説明して、ご理解いただくのが1番いいと思いますが、時間の制約で今回はご清覧いただくことといたしまして、特に編集の工夫としましては絵でイメージをしていただくものとして、各見開きページの左上のほうに“相関図”として一目で分かるようにという工夫をしております。

例えば、17ページをお開きいただきたいと思います。向かって左側がビフォーの取り組み前、右側がアフターで取り組み後ということになりますが、右側の絵の中央にヒップホップ体操、それから世代間交流という所が大学の学生さん、その他の関係機関との連携協力のもと、新たに取組みました事をお示しをしております。絵柄におきましても体操のメニューが変わっていたり、高齢者の周りに学生の姿があったりと、イメージ出来る絵柄を使っております。

もう一例行きますと18ページ19ページ、相関図におきましては子どもの居場所づくり、これがNPO法人やドラッグストアなどとの連携協力のもとに取り組みまして、場所の提供を生かしましてさらに高齢者の生き生き100歳体操にも取組みましたということをお示しをしております。本文を読んでいただければ分かるところではあるのですが、以下20ページ以降にも同様のことが記されています。

20ページ・21ページでは個別支援とも言える事例でございます。これは子ども食堂を場としまして、不登校の子どもさんの支援を取り組んでいく中で、右側の絵のアフターの中

でNさん宅の家族の姿が増えている絵でもわかるように、支援の対象がお母さんや長男など世帯にも広がっていくような事例でございます。

といったところで、この事例の説明をもう少ししたいところですが、今日は時間の関係でこのあたりでお許しをいただきたいと思います。その他の事例も含めまして、のちほど目次の5番の「成果と課題」というところでも、総括的にご説明をしたいと思っております。

それでは30ページになります。ここからは統計数字と分析でございまして、「1. 市民に対する地域福祉活動の理解促進に向けた啓発」から始まり、38ページまでにわたり、合計8項目に分けまして、各統計数字を記載しますとともに、その分析としまして、それぞれのページに総括という記載を行い、以下順に中央支部から園田支部にかけまして、それぞれの項目における特徴的な取り組み事例を掲載しています。こちらも文章を追っていくと時間がかかるため、ご清覧を賜りたいと思っております。なお統計数字につきましては、集計の都合上、期間は4月から12月までとなっております、来月年度末の3月になりましたら改めて年度集計を行いまして置き換えて行く予定としております。

まとめとしまして、39ページをお願いいたします。ここが説明のメインとなってくるかと思えます。5.1 としまして「平成30年度の成果」でございます。今年度の成果、以下4点に記載をしております。1つ目は地域での課題をしっかりと把握し、あらゆる連携の機会を生かして解決に向けた関係者の輪を広げて行くということが出来ている点でございます。専門職の専門的な関わりを求める地域に、また地域の状況や情報を求める専門職を繋げ、どちらか一方の関わりでは解決に不十分な場合でも、相互に情報を共有し合いお互い異なる視点で解決策を検討できる利点がございます。こうした関わりを増やすことが、お互いが理解をしあい協力しあえるということにつながります。また課題を地域全体の問題として捉えられるよう働き掛けを行うことによりまして、自分たちの問題として認識する機会ができ、より多くの人や団体の知恵と力を集めることが可能になります。多くの関係者や団体の関わりなどが確実に広がり、これらが一歩ずつ解決につながっていることは成果と言えるのではないかと考えております。これは事例1と10に共通するものでございます。

2つ目は地域住民や企業など、活動者のやりたいこと意識をしっかりと受け止めているとすることができているということでございます。これは住民だけではなく学生企業など様々な人や団体が、地域で課題を見つけ何かに取り組みたいと考えたとき、何からどうやってどう取り組むべきかわからないことが多くあるので、私ども地域福祉活動専門員が相談者の考えをともに整備し、目的や手法を明確化しながら提案をしております。こうした丁寧な受け止めと支援が、新たな活動の開発でありますとか、既存の活動を発展させる成果につながっております。また新たな活動の開発や既存の活動の発展には、関係する団体や機関等の協力が欠かせず、連携を想定した関係性の構築や日ごろから培っていた関係性に基づく人的・物的資源を生かすことで、活動の幅や可能性が広がってきているものでございます。こちらは、事例の2・3・4・6・7・8に共通するものでございます。

3つ目といたしまして、若い世代の担い手の発掘に積極的に取り組んでいるということでございます。地域の学校に通います小学生や中学生、高校生はいずれも地域の人材でございます。特に中高生につきましては、ボランティア活動に興味をもつ生徒も多く、ボランティア部といったものも出来ております。学校への働きかけとともに本人たちのやる気と達成感の充足をはかるきっかけを得ることによりまして、地域の活動者としての戦力になることに

つながります。又小学生が地域に愛着をもつ取り組みを継続することは、将来の担い手としての可能性を拡げ、取り組みに関わる大人たちの意識もあわせて変化をしてくれているところでもあります。これは事例の5と10に共通するものでございます。

4つ目の最後は、生活課題が複合するケースに対する個別支援が増えておりまして、一つの機関では対応できない、いわゆる制度の隙間・狭間の支援に取り組むことができているものです。複合ケースには世帯にいくつもの課題が潜在化している場合が多く、それらを的確に分析し課題を明らかにしながら支援の道筋を探っております。幅広い知識・連携を図る力、時には状況を動かす働きかけを駆使しながら、かかわることによりまして世帯の生活状況の改善が図られたり、食や家族関係、学習の課題を抱える児童が地域食堂に継続して参加するようになったり、家族関係も改善するなどの成果が見られまして、関係機関や学校などからの信頼が増す結果につながっております。こちらは事例の9と12に共通するものでございます。

次に5.2としまして、30年度の課題は大きく2つ見えてきております。1つは、新たな資源の開発でございます。これまで地域の社会資源を様々な活動に繋いでまいりましたが、新たに活動を支援したり、既にある活動の発展を支援していくためには、これまで以上に人やものや活動拠点などの社会資源を開発していくことが必要でございます。特に社協や地域との接点の少なかった企業や事業所などの、やりたい意識を引きだせるように働きかけまして、企業としての活動や資源の提供などの様々な活動スタイルを提案することが、新たな資源の確保につながると考えております。もうひとつの課題は、成果にも挙がってまいりましたとおり、生活課題が複合するケースに対する個別の支援の事例が増えております。個々の職員のスキルアップが欠かせないところです。多くの相談ケースにしっかりと対応していくためには、さまざまな事例を通して経験を積むことに加えまして、事例検討あるいは研修会の実施・参加を重ねまして、より多くの職員が力をつけていく必要があるかと思っております。

最後にまとめでございます。この社会保障審議会での強いご支援をいただきまして配置をすることになりました、この地域福祉活動専門員、平成23年度の配置開始から8年が経過をしようとしております。その間、私ども社協の中の人員の増強も進みまして、配置の考え方としましては、支部を拠点に活動を強化していくという方向性を明確にお示しをいたしました。各支部におきましては、従来から配置されている職員と地域福祉活動専門員それぞれの担当業務を駆使しまして、地域の実情や課題を集約し関係者・関係機関とのつながりを深め、地域福祉の推進を図ることで成果を得てきたものと考えております。またこの地域福祉活動専門員の仕事を経験した職員がのべ25名になり、組織全体としての経験値の蓄積・積み上げ・専門性の向上にもつながってきておりまして、社協全体の体制強化に大きな効果をあげてきたと考えております。とりわけ平成30年度、具体的には平成30年1月からの市の保健福祉センターの二所化に伴いまして、行政からの各地区の民生児童委員協議会の事務の移管を受けたことによりまして、個別支援にかかる各民生委員さんからのニーズ把握とともに、よりきめ細やかに地域の実情をとらえることができるようになってきております。これによりまして、地域福祉専門員が構築をしてきましたノウハウやネットワークをもとに、民生児童委員協議会との日常的な連携がより密になり、関係機関との意思疎通が深まりやすくなったことで、支援を要する世帯への対応の幅が大きく広がってきたことが、各事例集の中からも見て取れます。

また、行政が進める「新たな地域振興体制」の推進により、今後各地域を担当する行政職員の配置などが進められようとしています。これは地域の課題解決力を上げていくことを1つの狙いとしていると思いますが、地域といいましても環境から始まりまして、防災を始め実に様々な課題があり、そのうちの福祉分野を中心とした活動に先行して取り組んでいるのが、私ども地域福祉活動専門員ではないかと思っております。住民から見ますと、受け手は1つでありそれぞれの部署から課題や依頼、投げかけが個別に持ちこまれるような事は避けなければならないと思います。住民主体の目線で考えるならば、地域に関連する部署間と社会福祉協議会で、きちんと情報を共有整理して事業・活動を推進することがこれまで以上に大切になってまいります。この新たな地域振興体制により推進する活動と従来からの私ども地域福祉活動専門員の活動が、今後三位一体な関係になってくると考えられますので、地域づくりという目的を持つ関連部署が、相互に情報共有や意見交換を図りつつ、絶えず隣接分野にもアンテナを張り、地域との協働に関する意識を統一していく必要があるかと思いません。新たな地域振興体制の構築をきっかけに、例えば少し私どもにはなじみの薄い社会教育といった他の分野の取り組みと協働を進めることなどによりまして、地域福祉活動専門員の活動がより充実し、今後ますます有機的、効率的、効果的に地域福祉の推進を図っていかねばならないと考えております。1年間の歩みの説明につきましては以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございました。他都市のコミュニティソーシャルワーカーの報告書をいくつか見る機会がありますが、どこの市も支部や地域ごとの書き方にばらつきがあるところが多いのですが、ここはきちんとしたフォーマットで時系列でどのように対応してきたか、相関図が本当にわかりやすく素晴らしい報告書だと思います。また実際の中身も素晴らしいと思う。お疲れ様でした、ありがとうございました。

社協の委員は、発言をお願いします。

(委員)

私自身地域福祉専門員の方と長くかかわってきておりまして、先程言われましたように8年ですか、最初は何をするのかというのが率直な意見でしたが、徐々に地域に降りてきてもらって我々と一緒に取り組んでいくことが徐々に増えてきていると。我々いわゆる、地域の普通の住人と地域福祉活動専門員と一緒に来てもらって取組を進めていると、特に最近感じております。

(会長)

ありがとうございます。確かに8年前はわずか6支部ですが3人でした。それが今は12人ということになってきてまして、この委員会側の発信も含め強く市長へもお願いし、他都市でも流れがあるので尼崎が遅れをとらないようにということで、今は12人となっています。

場合によっては、中学校区に1人くらいいるのではないかという声も実はあります。しかしながら委員もおっしゃるように、この方は何をする人なのか。住民だけではなく、ご本人たちも何をしたらいいのか専門職としての仕事内容がわからなかったのが、尼崎、神戸、伊丹の3市で私が勉強会をずっとしてしまっていて、何をするのか、何を私たちの仕事だと市民の方に伝えるのかといった自覚を持っていただくことになるような研究・勉強会をしてきました。皆さんそう言う意味で、プロとしての資質を高めてこられた。また内部でも研鑽を深めて

こられたというように思います。

最後に事務局長もおっしゃられたように、地域振興体制ということで、役所からも来られます。そしたら3人でやるのかどのような形になるのか。地域振興とこちらとどう違うのか、という問題ですね。とりわけこちらの方は、特にコミュニティソーシャルワーカーというのは個別の支援からスタートして、地域支援をやっていこうというのが、コミュニティソーシャルワーカーの仕事だと一般的にいわれますが、そういう意味では、個別支援からスタートして地域づくりをする。いわゆる福祉のまちづくりという形ですが、それでは地域振興体制の職員はどういう仕事をするのか。それとのすり合わせはどうするのかというのが、来年度以降の課題だと事務局長がおっしゃいましたが、まさしくどのようなチームが組めるのか、あるいは役割の重複がないようにするのかというのが、新たな課題になってくるかと思っています。

地域福祉計画の策定の中心になっていただきました、委員何かお気づきのことがございましたらお願いします。

(委員)

この地域福祉計画というのは、もともとのフレームワークもそうだが、実際にどういった形でマンパワーの方が寄与していくかというのが育成のなかの重要なところである。今お話を聞かせていただきましたら、かなりの動きをさせていただいているのと、自分たちだけでなく地域を巻き込んだ形での成長を感じられたので、かなり良い方向に向かっているのではないかと考えております。

(会長)

はい、ありがとうございます。他の委員の皆様で他に何かご意見がありましたらお願いします。

(委員)

マンパワーに関連する事ですが、「あゆみ」の昨年度出されたものと見返していたのですが、この数年の「あゆみ」を見ていますと、専門員が地域と協働するだけではなく、専門員が介在することによって、企業、教育、福祉の専門職と一緒に地域に入って、考査されるという動きが出来てきている。そういう意味でいくと地域福祉の担い手が増えていっているとか、専門職も地域づくりを担っていくというような捉え方になるのではないかと考えています。それが各ワーカーの力量であったり、ネットワーク、あるいは支部ごとで展開されるということだけではなく、これを面で捉えていこうとすると各種別の協議会であったり、これから展開される社会福祉法人の連絡協議会等の動きとも連動させながら、より地域づくりを専門員と地域住民だけではなく多職種の専門家の方も一緒にそれを担っていくというような動きに発展することが期待されるのではないかと考えています。

(会長)

はい、特にこの報告書で課題として挙げられていた社会資源の開発と言う意味では、尼崎は社会福祉法人、大学を始めとする教育機関、さらにNPO等々、それから専門職の皆さんと言う事で豊富な資源がありますので、それを1つのネットワークと言う形の新たな資源に作り替えていく。それが地域福祉の担い手になりうるという趣旨のご発言だと思います。

(委員)

二つあります。一つは、今更という話ですが、尼崎がマネジメント計画を作っていて、こ

ういう地域福祉活動にしても、地域の福祉会館でやっていることが多いと思うが、尼崎が地域の施設を廃止する方向性を持っている以上、どうやって活動を続けるのかというのが少し心配でもあります。そのあたりどうお考えなのか伺いたい。

もう一つは、尼崎のこちらの方にも関係あるのですが、先日難病の方の団体が行っている講演会に出てきて、その中で民生委員の方が、要支援者と話をしていない割合がかなり多いという発表が、関西大学の学生からありました。民生委員もお忙しいので、なかなか埒ららないのは仕方がないにしてもどのくらい進んでいるのかという指標を、尼崎市も作った方がいいのではないかというのが、二点目です。

(会長)

ありがとうございました。二点ご指摘がありました。何かございますか。

(尼崎市社会福祉協議会)

公共施設の再編が進められておりますが、私共、社協内部で申し上げますと、従前から法人の理事会で、市当局の公共施設を統括するところの説明を受けております。

最近ですと2月14日の支部長会において、市内の公共施設のどういう施設が、どんなスケジュールで、どうなっていくのかという説明を受けたところでございます。

そのため、これから先、それぞれ委員ご指摘のとおり、いろんな活動場所でもって、サロン等の多様な活動をおこなっておりますので、少なからず当然影響も受けようかと思えます。これについては今後、各支部、各地域に、より個別の公共施設がどうなっているのかという協議を進めていって、意見として集約して、市にお返ししていくという予定をしております。例えばですが、ただちに廃止とかそのようには受け止めておりませんので、これから意見集約を図っていこうかと社協内部で考えております。

(会長)

役所の方から、何かご指摘についてございますか。

(事務局)

財政上の問題もありますから、今のファシリティマネジメント計画に基づいて、全体の公共施設の総量を減らしていこうという、この方向性は否定できないかと考えております。ただ我々福祉部門といたしましては、地域の活動がこれからさらに活発になっていくような基盤整備というの大きな至上命題だと考えておりますので、相反する方向性かもわかりませんが、その中でも合理的かつ効果的にこういった活動が広がるような方向性を我々の立場から推進していきたいと考えております。

(会長)

まだあるかもしれませんが、報告事項がまだ道半ばですので、先に進めさせていただきたいと思えます。それでは、「次第2(3)地域福祉推進協議会の設置について」事務局より説明をお願いします。

〈事務局より地域福祉推進協議会の設置について説明〉

(会長)

これも国が子ども支援ではこのような会議を、地域福祉、高齢者福祉、介護保険ではこういった会議をと、いわば押しつけてくるわけです。そうするとどんどん会議が増えていく。

小学校区、中学校区、尼崎ですと支部単位、そして全市ということで、会議ばかりになっていく。これをどのように効率化するか。そして国のそういう趣旨を踏まえながら、むしろ尼崎は以前からやってきたので、国がこのようなことを言うてくるといことは出来てない所を底上げするという趣旨がある。ある意味で福祉で進んでいる尼崎としては、迷惑な話で同じような会議に何度も出席しないといけなくなる。

そういう意味では、行政改革だけではなく、住民活動がしやすくなるような会議体の改革という事が、独自の市政でやっていく必要がある。ついては、今回は生活困窮者に関わるこういう協議体を地域福祉という脈絡の中で含めて、そしてまた全市的な地域振興との絡みも含めた展開をしていこうというご趣旨かと思います。

ご意見何かございましたら。報告的なことですが、3月にスタートさせるということで報告いただいておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、「次第2 (4) 南北保健福祉センターの取組について」、南北保健福祉よりセンター所長にお越しいただいておりますので、説明をお願いします。

〈事務局より南北保健福祉センターの取組について説明〉

(会長)

はい、ありがとうございました。最後の資料で、この生活困窮自立支援というのが出てきて、国が打ち出した時に生活保護の受給者を減らすというのが一つの目的であったかと思いますが、そういう意味ではこの数字をどのように読んだらいいのかご説明をいただけますか。

(事務局)

年度別を書いておりますが、生活保護の世帯数、月平均、世帯人員ということで、直近の状況ですが、ほぼ横ばいか、やや微増でありますけれど、そういった形で推移をしています。保護率も4.05。下の他都市毎で比べると尼崎市は4.04ということで下がっていますが、だいたいその辺りを推移しています。今後は、高齢者が増えてくると思うのですが、単身高齢の世帯も増えてくると思われまますので、世帯は減っていくと思っています。

(会長)

高齢者の受給者が増えるといった生活困窮自立支援が目指している制度へのリンクではなく、生活困窮自立支援でとりわけ就労で対応していくのは、高齢者の人口が多いわけですから受給者も多いので、受給者の減というには結びついていないという理解でいいですね。

あまり認知はされなかった問題ですが、ひきこもりや精神障害をお持ちの方の社会参加について実際の援助事例を説明していただいて、まさしくここ数年、地域の現場の中で対応すべき一課題として、こういう対象者がいること、生活困窮自立支援だけの制度ではなく、地域としての対応をしているというご説明をいただきました。

(事務局)

もともと保健福祉センターが設置された経緯ですが、そもそも専門職員が支所・本庁と別々の所で我々仕事をしていた。福祉部門は本庁に、保健部門は市の支所に勤務している。課題を抱えている方々は、複合的な課題の問題を抱えている場合が多いので、福祉だけ、保健だけで解決するというのは、なかなか難しい。要するに実態として連携して対応しなくて

はならない。そういった現実がある中で、連携が非常にやりにくい物理的な状況にあった。そのような経緯があり保健福祉センターを設置させてもらって、本庁と支所の別々に配置していた職員を一体化に配置することで普段から顔を見られる関係づくりを築き、何かあればすぐに迅速にそのフロアの中で連携を取るようにしている。この様な体制にしたおかげで、平成30年1月からスタートしていますが、非常に職員間の連携は迅速にスムーズに運んでいるのではないかと我々としては思っています。

先ほどから話に上がっているように、今度は行政部門だけではなく、外の地域で活躍している機関などとも、もっと連携を積極的にとらなければいけないという課題認識がある。我々、センター職員がそのことを常に意識しながら、課題に応じて、何処と繋がるべきなのか念頭において日々活動することが非常に重要だと今は思っています。

(会長)

ありがとうございます。高齢者福祉の現場からスタートしている地域包括ケアという保健医療、住宅、福祉サービスを包括している。この場面では経済的な補償、就労支援、さらには子どもに対しては教育支援の分野まで、より包括的な制度設計を望まれている。大変難しいチャレンジだと思います。しかし、立ち上げからこれまでの推移をどうみて、これから何をすべきだと思いますか。

(事務局)

平成26年11月から検討組織の立ち上げから関わらせていただき、やはり尼崎市の場合、他都市に比べたら組織的に大きいので、そういった意味で市役所内での横の部門との連携が難しいのではないかと。その連携について、制度立ち上げの際に庁内の連携会議をつくらせてもらって、いろんな窓口でいかに生活に困った方を繋げることを苦心して取り組んできた。南部保健福祉センターが出来たことにより、さらにその辺の意識が職員の中で醸成されてきたと思っています。今度、これを市政の課題に、どう困窮支援の中から出てきた問題を活かしていくかが課題となっていきます。先ほど説明があった、地域福祉推進協議会の中で地域の方からあがってきた課題や、それから専門機関からのネットワークからあがった課題をすり合わせた中でどう地域や行政の施策に活かしていくかが、今後の取り組んでいかなくてはならない課題だと思います。

(会長)

委員のみなさま、続けて意見を伺いたいと思うのですが。特にいま障害者や子どもといった個別の名前はでなかったですが、そういった関連で聞きたいことはありませんか？

(委員)

障害者の自立支援協議会の方で、子どもの医療について重点的にと言われている。地域包括の方でも精神疾患をお持ちの方の協議会についてもどう活かしていくかとも言われている。生活貧困については、障害者の方は障害年金・就労継続支援B型などの月に1万円か2万円ぐらいの収入と含めて10万円にも満たない月収で生活されている方がほとんどです。そういった方々の支援を障害者団体と、それに関連する協議会だけの支援では難しいので、多機関にわたる他のところのネットワークと密にしながら支援を重層的にしていけないと思っている。

かといってこの地域福祉専門分科会は、福祉だけの分野になるので、例えば高齢分野になると医療の方にも、かなり大きな目的をもって動かれていると思うので、そのあたりの話は

違うかもしれませんが、網羅的にいろいろと把握できれば障害者の方も将来性があるのかなと思っています。

(会長)

ご指摘があったように分野を超えた議論。あるいは検討する機会、さらには対象者に限定されることがない、とりわけ複合的な問題をお持ちの方に関しては対象者を限定的にするのは適切ではないということで、それを、どの場でどんな形で権限をもって対応できるか問題提起を指摘して頂いたと思います。

(委員)

先週、ちょうど尼崎市の子ども子育て審議会がありまして。その中でひとつ話題になったのが、尼崎市における児童虐待の発生件数が他都市に比べて多い。同じような規模の中核市と比較してみても多いのが一つと、虐待件数の種別の内容を丁寧に調べてみるとネグレクトの発生件数が極めて高いのが尼崎市の特徴です。

例えば西宮市であれば身体的虐待が圧倒的に高い。全国的にみたら心理的虐待が多く、尼崎市はネグレクトが突出して高いという特徴がありました。その背景にあるのが生活保護の受給率が高いことは資料8とも関連しますが、子育て世代だけでは、子育てはうまくできない。経済的にも身体的、精神的にも難しい保護者が増えているということだった。生活保護の世帯数が増えているという状況に関しては資料6でも報告してもらったのですが、その中で成人前の子どもがいる子育て世帯にも支援をして児童福祉部門との連携がとて重要になってくる。そのあたりを意識していただきたい。子どもに直接届く支援がネグレクトの家庭には必要であり、ネグリストの家庭には子どもの市の未受診率がとても高い。家庭崩壊をしている子どもが非常に多いことで、健康とか、安心安全を保障できるような支援をするようなネットワークを一緒に考えていきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。他の委員のみなさま、続けて何かありますか。このことの特テーマだけではなく、他にも伝えなかったことなどあれば発言していただけますか。

(委員)

ネグレクトの話をきかせてもらいましたが、身近にも同じような話があります。そういった子どもは不登校になっていたりする。最近では学校の先生の家庭訪問がありますが、親が居留守をつかって帰ってしまう。子どもと直接、接する機会がない場合もあると聞いたことがあります。市の受診率ですが学校検診が中学校まではあるので検診表を渡すのですが、親が貰ったとしてもいかない。行ったかどうかの提出の確認を、学校の方では特に指導しないので、その辺で隠れたネグレクトがある。気を付けることも出来ると思うのですが、学校の先生は忙しい方が多いので、そこまでの対応が難しい。学校以外にも、そういった機関があれば、先生たちにとっても助けになって隠れた虐待も防げるのかなと思う。

(委員)

ネグレクトに関してですが、学校から連絡をもらえたら、民生委員は地域で、担当の民生委員が見守りをして、徐々に家庭に入っていける努力はしている。しかし連携を取るのには難しい。特に、子どもに関しては専門機関に関しても連携は取りにくい、なので直接学校の先生が言ってこられたところに関しては、見守りすることは出来ますが、登校時の見守りもすることが出来ます。そういった状態なので、民生委員としては子どもに関しては関わりにく

い部分が多い。子どもの専門員との連携がとりにくい現状がある。もう少し広げていけば、地域では民生委員は児童委員も兼ねているので、なにかお手伝いすることが出来るのではないかと考えています。

それと障害者の就労支援ですが、発達障害がある方の就労支援に関しては、一般の会社に勤めても勤まらない。2～3日で辞めさせられる状況が続く。そういった方は作業所で訓練をしてからの方法となるので、一度、検討会をもたせてもらって、その子どもがどういう風にしたら就労や日常生活が過ごせるのかを、障害担当や福祉事務所の方と検討会を何度かしましたが、なかなか難しいのが現状です。

(会長)

まだ発言されていない委員の方がいましたら。これに限らず、今日の全体に含めてコメントがあればお願いします。

(委員)

心配なことがあるのですが。件数がどんどん増えてきていますが、相談員の人数は大丈夫なのか。ケースワーカーが持ってくる件数が多くなってきた場合、不安というか心配はないのか。相談が増えてきて、2か所に増えたことが良い悪いは分からないが、そこが心配である。

それと、保健福祉センターの児童相談員は南北保健福祉センターから教育へ移るのでしょうか。教育が集約されるのであれば、子どもの相談が南北保健福祉センターと距離があるので連携が難しいのではないかと、それが不安なことでもあります。

就労支援の実績などみていると、やはり非正規雇用の確率が高く正規雇用が少ない。個々の問題もあるかと思いますが、これは正規雇用のなるべく枠を安定するような取り組みを考えられているのでしょうか。

(事務局)

しごとくらしサポートセンターの職員の確保に関してですが、南北に保健福祉センターが別れたことで、若干の増員はありました。当然、継続として定数要求はしています。難しい状況ですが工夫をして取り組んでいるのが現状です。

こどもの育ち支援センターが今年度10月に完成される予定です。南北の保健福祉センターにこどもの総合相談の第一担当・第二担当ということで、児童相談員を配置するセッションがありますが基本的には、こどもの育ち支援センターに移る予定ですが今までの関わる支援もありますので、巡回などの形で担当者が交代で行くように要請はしています。連携が崩れないよう取り組めたらと考えています。

(会長)

あと、職業訓練や社会生活、社会的な職業訓練、そして就労訓練。これに関して委員が言ったように正規と結びつくようなキャリアを持てるような順序立てた訓練はあるのか。といった趣旨を二人は聞いているのだと思うのですが。

(事務局)

当然、非正規が多くなっている状況で生活保護を受けているような生活困窮者にとって、まずはステップとしてパートタイムでやりながら、出入りもあるかと思うが、行ったけれど辞めてしまう、また違う形の就労をして、またその中で定着して、新たな資格を取ってよりステップアップできるように支援を続けているが、フルタイムを正規にというのは難し

い。実際の姿だと思います。

(委員)

1年間の歩みの中にある園田地区の事例なんですが、連協から小学校区へ上がると、より連携がスムーズになった。といった事例があったが、今度、来年度から地域担当職員も小学校区へ一人ずつ配置されますし、そこでの連携が重要になってくる。それが、どのように連携していくのか、まだ詳しいことは決まっていないと思いますが役割分担というか協力するところの、それぞれ別に整理をしていく必要がある。

また今度できる新しい協議会についても地域担当職員の方は入っていないと思うのですが、入ってもらえたら、より連携が取りやすいと思う。そういった感想をもっている。

(尼崎市社会福祉協議会)

まさに75ある連協の区分けと、小学校区では不一致な部分はあると思います。1小学校区に複数の連協があるということは、今までの進め方とはかなり変えていかないといけないと思っている。正直に申し上げて4月以降、実情に合わせてやっていくというところしか本当に言えない。

各支部に2人の専門員が配置されているが、これは言い換えますと、市内に12か所ある高齢者の地域福祉センターと、連携は図られている。4月以降の新たな地域福祉センターとは、市の職員の配置としても、かなり支部によってばらつきがある。このあたり、かなり先にはなりますが、わたくしども社協職員の定数配置も各支部、均一にはならない時代がくるのかなと思っています。いずれにしても、4月以降の各支部の差と実情を捉えながら一番最適になるよう工夫していきたいと思いますが、確かな公式が見つからないのが実情です。

(委員)

子どもの支援の観点になりますが、身体的にも精神的な虐待ではなく、ネグレクトと言いますか、子育てがしにくい家庭について。わたしと関わりがあったご家庭の話になりますが、中学1年の頃にお父さんが亡くなって、中学3年生の頃にお母さんが亡くなって、それでもクラブ活動を一生懸命にしている高校に進学した子がいます。頑張っているお子さんがいた。直接的な虐待ではないですが、一般的にみたら可哀想な子だと思うのですが、すごく頑張っている子で、その子どもを支援している周りの環境もあった。親戚の方も近くにいたとか、経済的な応援もあったから、簡単な言い方ではありますが成功している方だと思う。こういった会議では、困っている方とか、何とかしないといけない方が文書に出てきたり数字に出てきますが、例えば虐待やネグレクトだった、だけど一生懸命に頑張って成功したという人の数字は表せるものがないのかって言うのが一点と。

もう一点が、こういった会議の中で地域の住人の皆さんで困っているご家庭の子どもを支える体制を先ほど聞いた小学校区に一人、来年配置するとのことですが、しっかりと取り組んで欲しいというのが、これは要望です。

(会長)

成功事例と言いますか、うまく展開したケースもたくさんあるかと思っています。

委員、最後になりましたが、お願いします。

(委員)

いま、聴いた話はとても大切なことだと思います。この南北の保健福祉センターの事例集や、社協の取り組みの事例でも生活困窮者に陥った人や生活困難を抱えている方の強みと言

いますかストレングスの視点からしても、長所といった点をしっかりと注目をしてそれを強めて、アセスメントしていくのが大事なことだと思う。

その方を地域の危険因子として、リスクファクターとして捉えるのではなく、その方も、一地域住民として、当然のことですが生き生き暮らすというような地域生活者の一員として、しっかりと確保していくことが、相談活動では大事なことだと思いますし、成功事例に繋がるのだと思います。地域住民のかたに、しっかりとPRしていくということが、どういった場でPRしていくのか、どう伝えていくのか、こども食堂の事例なんかでも、まさに地域のかたに集まってもらい活動しながらケアしてPRしていくことだったと思うのですが、ストレングスの視点の重要性ということ、しっかりとケアしていくことが大事なことだと思います。

もう一点ですが、この事例集等でそして報告されている、年々件数が増えている尼崎市内のどんな困難ケースが生活困窮に陥っているのか。いろんな分野で重複して起こっているということを、常に関係機関や関係部署が認識して共有していくことが大切なことだと思う。そういった共有の場が、まずは庁内であるいは関係部署や関係機関で、他人事をわがごとというようなケースとして捉えていく、そういった場が、地域福祉推進協議会になるのか。あるいは地域福祉ネットワーク会議になるのか。

常にどういったケースが尼崎市内で起こっているのかという事を、しっかりと共有する場が成長して捉えていくことが大事かと思います。事例は必ず変遷していくと思いますので、いまは子どもの問題でなくても時間がたてば、子どもの問題が発生して障害のこと、あるいは依存症の問題に発生したりして移り変わっていく。しっかりとモニタリングして、みなさんが共有していくことが肝要なのかと思います。

(会長)

ありがとうございました。副会長、お願いします。

(委員)

いくつかあります。

まず、ひとつは、お願いがあります。地域福祉推進協議会の設置のペーパーがでていますが、事務局がどこであるのか、年に何回ぐらい開くのか、全然わからない。連携をとると言うならば、毎日でもやっていただきたい、がそういったわけにはと思うので。もう少しその辺の要綱の内容をはっきりと明確に示してもらわないと是か非かは言えない。

参画団体のことですがフアジーなのかと一方では思いつつ、今日の議論で入っていない社会福祉施設の関係の名前がありません。この分科会からもというものもない。なぜ言ったかという、資料10に在宅医療の介護医療連携推進部会の推薦する人とありますが、社保審の部会が推薦する人で、この担当課である包括支援担当課長が入っている、地域福祉担当の課長は入っている、地域福祉専門分科会の委員は入っていない。先ほどもでましたけど、地域振興体制の関係の人も入っていない気がする、どうなっているのか、これは問題と思うので、検討していただければ。

意見としては、まず「あゆみ」をひとつのネタ本にしながら、話したいとおもうのですが、関連するのは資料2の最後のページの委員のご指摘の33番と34番を使わせてもらいながら話をします。

まず、あゆみについては、委員の皆さんがご指摘の通りですが、ここまでくるのは、ひと

つは彼らの力、あるいは社協の活動の力のもと、もともと地域の力が非常にあるということもベースとしてありますが、活動が発展すればするほど感じています。その点にひとつ注目する必要があると思うのと。

節目になったのはなにか、いろいろあるかと思うのですが、一つは地域の力を活かすのを含めて、そのことで専門員、コーディネーターを配置して5人体制にして頑張っていた。もう一つはそのことで二所形態のところ、地域包括支援センターときちんと連携がとれているという事で情報交換をとれたことが良かったこと。その節目が大きく専門員の地域コーディネーターの活動を支えたというのが理由だと思う。ただこの展開について、みなさん良い意味での評価をしてくれたけれど、課題もたくさんあると思うので、もう少しきちんと煮詰めていかないといけないと思う。

この動きで8年経って、今回の「あゆみ」が完成して感じることは、活動の定着と広がり。広がりというのは発想も視点も広がってきている部分。従来ともすれば尼崎の社協は先ほど申し上げた通り、地域の力に頼って社協活動をやってきたところがある。これを乗り越えて、あるいはそれ以上のところで広がっていき発想の展開を広げて視点をかえてきたのが大変大きいと思う。これに併せて新たな組織化が進んできているなど。ただこれはメモ機能程度のことですが、色々な新たなこれまでにない組織化が進んできていることが大きいかなという気がしています。それから、協働。意見や、守備や主張は違うけれども、「これは一緒にできる」といった協働という言葉をつかう、といったことですが。防災の関係に対しては、こういったことは顕著にみられる。これは伸ばしていき守り続けないといけない事だと思っている。最初にお願ひした地域福祉推進協議会の、大きいところでハッキリさせないと地域福祉推進協議会はあるけれど、いま話した話が繋がらなければ話にならない。

一方で限界に感じていることが、いくつかある。法とか制度といった、差とかサービス具体的に形のあるサービスを許す法律や制度といったものと社協の活動とは結びつかないという点がある、その点で法やサービスをうまく活かすには、他に頼らざる得ない活動を、それをどうするのか33番、34番のところに記してあるような事柄と、それに対する行政側の回答をみると、それとのバランスがあまりにも悪い。もう少し真面目に指摘に対して担当局が回答をするのではなく、行政としてどのような形で進めていくかを考える。そのための機会というか条件とか組織をつくっていかないと、これ以上の社協の活動もなかなか伸びていかない一面があることご理解いただきたい。

それらが、どうしてなのかは行政の分業化と成果主義と大変大きく関連している。所管部局からの担当の人が3年いて、その3年間に次のステップに向けてご自身の成果評価を上げようとする。残念ながら行政の現在の状況からすると防げない次に繋げようといった視点で考えたら、このままで良いのかと常に感じる。分業と成果主義を乗り越えて、先ほど話した庁内連携といった方法も一つの方法だと思うし、より具体的な方法を考えていかないと庁内連携など出来ないと思う。このような分科会で協議して検討していただくことも手だと思いますし、行政にはもう少しスピードを上げて欲しい。

もう一つの限界というのは、人材育成の問題。これは社協にのみならず、社協の職員たちも頑張っている新たな視点を持った協働のスタイルで他の機関の人と出会うことで地域からの皆さんからの指摘をうけて成長しているが、いざという時どうしたものかなど。悩んでいる部分もあるのかなと感じる。この辺りは、今後問題になるかと思えます。

一番言いたいことは33番、34番の問題をまずは解決すること強く願っている。

(会長)

ありがとうございました。ご存知かどうか分かりませんが、委員は、尼崎社協のアドバイザーとして関わっていたので、そういった立場からの社協側の人員に対する賛意、これからの期待、さらには行政との関係における全体を俯瞰できるような、そういった部局なり統括するガバナンスの体制、国や県がどんどんセクショナリズムに基づく成果主義ということで、計画そして数値そして短期間におけるその成果、全体を見る、あるいは来年、再来年を見通した時間的にも組織的にも分野的にも広く広がっていくのが、そういうことが仕事の中で出来なくなっている役所の文化、国がそうなっている。その中で転職されたり結婚されたり、役所の中の皆さんも苦勞をされている。齟齬というものが周りの意見として指摘されている。

行政の持続性、きめの細かさ、あるいはセクショナリズムを超えて、行政自身として何が出来るのか、地域だけではなく行政のなかに、まず行政振興体制というものの、そういった意識を持ったうえで、新たな政策や活動につながる必要があるかと思う。

今までの発言で事務局、行政から何かレスポンスあれば、お願いします。

(事務局)

副会長から大変厳しいご指摘がありましたが、我々内部としては地域福祉を含めまして、地域共生社会の構築にあたっては、ご指摘いただいた着眼点に関しては大きな問題で、進めていく我々としても非常に難しい点だと十分認識しております。その中で、今回の対応は記載文章もサラッとしか書かれていない記載内容ではありますが課題認識を踏まえまして、そういった認識の中で今後進めていきたいと思えます。何卒、ご指導ご鞭撻のほど引き続きよろしくお願ひいたします。

(会長)

こういった場での発言は、しばしば天に唾をはくようなもので、「じゃあお前らそれを考えろ」って事になる。これは尼崎だけの問題ではなく、どこでもある問題でもある。先駆を切るという意味で、稲村市長以下新たな地域振興を始めとする行政改革を含め、熱意をもった首長、或いは職員の皆さんですから、何よりも市民のみなさんの期待に応えるような制度の仕組みをどうやってつくれるか、我々、民間人からも何かお手伝いすることがあればやっていきたいと思う。

(会長)

特に質問がなければ、これで質問を終了したいと思います。それでは、最後に事務局から何か連絡事項等ありますでしょうか。

(事務局)

次回の地域福祉専門分科会は次年度になりますので、各委員の皆様には、また日程調整の連絡をさせていただきますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

(会長)

それでは、これもちまして、平成30年度 尼崎市社会保障審議会第2回地域福祉専門分科会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

以上